

## 令和7年度運営指導実績

実施年月日	事業所名	サービス種類	文書指導	口頭指導	指導等の内容 (返還がある場合のみ記載)	返還額
R7.10.15		特定相談支援	なし	あり	-	-
R7.10.20		特定相談支援 障害児相談支援	なし	あり	-	-
R7.10.23		特定相談支援	なし	あり	-	-
		障害児相談支援				
R7.10.31		特定相談支援	なし	あり	-	-
		障害児相談支援				

●指導内容

種別A	種別B	指導件数	指導件数内訳		指導内容詳細
			文書指導	口頭指導	
運営基準	内容及び手続の説明および同意	4	0	4	運営規程、重要事項説明書、利用契約書等について、現状に合わせて修正すること。
運営基準	契約内容の報告等	2	0	2	指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市に対し報告すること。
運営基準	給付費の額に係る通知等	2	0	2	法定代理受領により計画相談支援給付費または障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額を通知すること。
運営基準	運営規程	4	0	4	運営規程の「虐待防止のための措置に関する事項」において、「成年後見制度の利用支援」について規定すること。／運営規程の内容が「特定相談支援」のみのため、「障害児相談支援」についても規定すること。
運営基準	勤務体制の確保等	3	0	3	相談支援専門員の資質向上のための研修を実施した場合は、その内容を適切に記録すること。／定期的に実施することが義務付けられている研修(BCP、感染症対策、虐待防止等)を確実に実施するため、年間計画に盛り込むなどして研修の機会を計画的に確保すること。
運営基準	業務計画の策定等	1	0	1	業務継続計画に係る研修を実施した場合は、その内容について適切に記録すること。
運営基準	衛生管理等	2	0	2	感染対策委員会の結果について、会議の内容等を記録するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。／感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施した場合は、その内容について適切に記録すること。
運営基準	掲示等	4	0	4	「基本相談支援及び計画相談支援の実施状況」、「障害児相談支援の実施状況」、「相談支援専門員の有する資格、経験年数」を掲示すること。／「精神障害者支援体制加算」を算定する場合は、算定要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を併せて掲示すること。

種別A	種別B	指導件数	文書指導	口頭指導	指導内容詳細
運営基準	秘密保持等	4	0	4	サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、利用者本人だけでなく家族からも、あらかじめ文書により同意を得ておくこと。
運営基準	虐待の防止	3	0	3	虐待防止委員会を開催した場合は、その結果を記録するとともに、従業者に周知徹底を図ること。／虐待防止のための研修を実施した場合は、その内容について適切に記録すること。
合計		29	0	29	

運営指導実施事業所数		文書指導	口頭指導
	4		
うち文書又は口頭指導あり	4	0	4

※文書指導：重大な基準違反又は給付費の返還を伴う算定要件不適合

例) 人員基準違反、管理者の責務を果たしていない、具体的取扱方針に規定する手順を行っていない、加算の算定要件となる会議等を実施していない など

※口頭指導：軽微な基準違反又は努力義務の未実施等

例) 運営規程・重要事項説明書等が最新の情報に更新されていない、経過措置の期限内であるが措置が実施されていない、記録等の記載が不十分である など